

テイ氏などが所長をつとめた。いわゆる日本人戦犯の裁判が、極東国際軍事裁判という名目で行われていたところで、この裁判でインドの代表判事だったカルカッタ高等裁判所のラーダービーノード・パール判事にいろいろと力になったのがチャクラバルティ氏だったと記憶している。

パール判事の東京到着は、わたしがインド政府とかかわり合うきっかけとなった。裁判の背景となる資料の調査に乗り出した判事は、日本の戦前、戦中の事情をできるだけよく知り、日本の慣習、風俗、国民の心理などについてもできるだけの知識を集めたいと考えた。満州についても生の情報をほしがった。わたしが日本と満州国でどんな仕事をしていたかも、ラシュ・ビハリ・ボース、スバス・チャンドラ・ボースとともに東南アジアのインド独立運動に加わっていたことも聞いていた。そこで、判事が世界中から収集した膨大な情報にさらに補足することがわたしの役目となった。

パール判事とわたしは、とてもうまが合った。しょっちゅう会っていたが、時には何時間にも及ぶこともあった。かれは飽きずに質問し、答えに耳を傾けた。皮肉なことに、検事団側にもインド人の法律家がいた。マドラス州政府の検察官だったケララ州出身のP・ゴビー

ンダ・メノン氏で、やはりアシスタントもいた。だがしばらくするとメノン氏は、筋が通らない仕事はいやだと考えるようになった。日本を有罪にするためにイギリスやアメリカと協調するのには耐えられなくなったかれは、帰国を決意した。

これに関連してこれまでは公にされなかった事実がある。それはメノン氏がインドに帰ると決めた時、パール判事と個人的に話し合い、これ以上日本にとどまって、逮捕されている日本の指導者たちの罪状を追及することなどできないと説明してパール判事に対しても、この裁判にかかわり続けるつもりなのかと質したことである。パール判事は、よく考えてから結論を出したかった。そこでメノン氏にも、身の振り方はいずれ決定すると答えた。

判事は慎重に考えたあげくチャクラバルティ氏とも相談して、この裁判からインド代表が姿を消すのは好ましくないので、メノン氏は帰国するにしても、自分は残って判事としての職責を果たそうと心に決めた。

パール判事は、わたしがこれまでに会ったことがある人々の中でも最も博識な一人だった。わたしは年齢でも経験でも判事よりもはるかに若かったし、国際法についてはもちろん素人であった。しかし、かれが裁判に最後まで参加し、しかも早まった判断は下さないと決めたことに、わたしは深く感動した。わたしは判事からこう聞いたことがある。判事の任務は弁護士のととは異なり、審理が完結するまで退場するわけにいかないのだと。そこでかれは他の一〇人の判事とともに、最後まで審理に参加した。国際法、特に戦争と戦争犯罪に関す

る識見は非常に高かった。判事はまた、日本が宣戦布告に踏み切った背景の調査にも多くの時間を費した。滞在していた帝国ホテルの部屋は、法律関係の文書や書物でいっぱいだった。仕事以外のことにはまるで興味を示さない人だった。

東京裁判は、一九四八年一月二日に判決が下された。一人の判事のうちパール判事だけは、裁判そのものの論理的根拠に全面的に異議を唱えた。他の二、三の判事も法律的な問題でいくつか少数意見を述べはしたが、パール判事の全面的反対はセンセーションを引き起こした。裁判を担当した一人の判事のうち、国際法の専門家はかれだけだったのだからなおさらだった。

パール判事は問題をできる限り深く掘り下げて調査した結果、ある国が他国と戦争をすること自体が犯罪とされたことは史上かつてなかったという結論に達した。戦争をしたからというだけで裁判にかけられた者など、一人もいなかった。

判事のもう一つの基本的な反対理由は、検察側がこの裁判の管轄権をはるかに逸脱したというものだった。マッカーサー元帥がこの裁判を命じたのは、真珠湾攻撃から終戦までの間に、巢鴨に収容されていたこれら日本の旧指導者たちが戦争犯罪を犯していたかどうかを決定するためだった。しかし検察側は、最初から偏見を持って臨み、日本は戦争犯罪を犯したと決めてかかって、それを裏付ける証拠しか集めようとしなかったことが明らかになってい

た。檢察側は満州占領の発端となつた奉天の柳条湖事件から満州国の設立までを引き合いに出して、日本を非難したのである。

パール判事は判決文の中で、この裁判は満州問題やそれに関連する事件については何の管轄権もないと述べた。東条大将やその他の被告は日本が戦争に踏み切つた理由として、イギリスやアメリカの差別的、敵対的な処理や、自衛の権利などを引き合いに出したが、パール判事には、かれらの善意を疑うべき法的根拠を見いだすことができなかつた。「敗戦国の指導者だけに責任があつたわけではないのではないかという可能性を、われわれは全く無視するわけにはいかない」と。

判事はまた、「時が熱狂と偏見を柔らげた暁には、また理性が虚偽から仮面をはぎとつたならば、その時こそ正義の女神は、その秤を平衡に保ちながら、過去の賞罰の多くに、その所を変えることを要求するだろう」と述べた。この裁判は被告のうち数名に対して、かれらが連合軍の捕虜や民間人に対する残虐行為を命令し、認可し、あるいは許可したという理由で有罪とするよう要求していたが、それについても判事は、「いかなる被告についても、個人としてそのような犯罪を犯したことを証明する記録は見いだせなかつた」と述べた。

「私は、起訴状中などの起訴事実についても、各被告は全員罪を決定されねばならず、これらの起訴事実のすべてから免除されるべきであると主張する」。

パール判事が行ったもう一つの歴史的発言は、報復の名を持ち出すのは許せないと警告し

たことだった。世界にとって必要なのは寛大な心と理解及び慈悲であって、真の問題は、人類が文明と大惨事の間競争を克服できるほど速やかに成長できるかどうかではないか。「この法廷は法律的な外観をまもってはいるが、本質的にはある政治目的を達成するための裁判であるという印象を正当化するような態度をもって行動することは、公平なる法廷がなすべきことではない」。

いわゆる共同謀議に関してもパール判事は、「主要国の多くも同様の行為をしており、もしこれが犯罪であるとするならば、国際社会全体が罪を犯していることになる」と述べた。そして、「そのような行為を犯罪とみなした国はかつてなかった」、「どの強国も、かつてこのような行為を行った諸国と親密な関係を保っている」と付け加えた。

判事はさらに、武力戦争では必然的に、当事国間に憎悪の感情が生まれることを指摘している。国家が緊急の事態を迎えた時に国民を奮い立たせる愛国心が、次は国民に敵国に対する激烈な敵対意識を植え付け、敵は憎むべき存在となる。敵とは共通点もなく、言語、人種あるいは文化面でも異なることが重視されるようになる。戦争がもたらした社会秩序の混乱の結果として生ずるこのような心的状態においては、残虐行為の物語が真実性を帯びてくるのは当然であろう。しかも「この裁判で提起された事例には、こういう性質の宣伝をもたらしなければならない存在していた」のだ。

不幸な要因はもう一つあったと、パール判事は述べている。日本の捕虜になった連合国将

兵がとても多かったので、白人はこれを、日本が白人優位の神話を打破ろうとしている証拠と考え、ますます日本と戦う必要を感じたのである。パール判事が少数意見を唱えた根拠にはこのほか、本場の戦争犯罪人はマッカーサー元帥が設置した裁判所ではなく、別の裁判所で裁かれるべきだという点もあった。

パール判事が言いたかったのは、この裁判の目的は、戦争犯罪を犯したとされている被告たちが実際に残虐行為を行ったのか、戦争犯罪の定義に含まれるような非人道的なことをしたのかどうかを判断することであるが、これらの被告はだれ一人として、個人としても公人としても、そのような罪を犯してはいないということだったのである。前線で残虐行為を犯した日本軍の将兵はすでに現地の法廷や戦勝国が設けた法廷で裁かれていた。東京裁判の目的は、巣鴨に収容されていた特定の被告について、その戦争犯罪の有無を調べることであったはずなのである。

パール判事はこれらの被告全員について、有罪の証拠は皆無であるとし、次のように述べた。

「いかなる種類の戦争も国際社会においては、犯罪あるいは非合法とされてはいない。政府を構成、あるいはその代表として行動する個人が国際法によって、その行為に対して刑事責任を負わされたことはない。国際社会はまだ、国家や個人に有罪の判決を下し、処罰する裁判ができるほどの段階には到達していない」

パール判事は反対意見の中で、どの被告にしても、進んで残忍な戦争をしようとするんだという証拠は一つもないと述べた。非情な政策を採用しようとしたという証拠はなかった。もし、それに近いものがあつたとすれば、それは連合国が原子爆弾の使用を決定したことだつたと言いつつ切った。

そして、この偉大なインド人の判事はこう締めくくつたのである。

「将来の世代は、このような恐ろしい決定を裁くであろう。かような新兵器の使用に対する世人の感情の爆発が不合理であり、たんに感傷的なものといえるかどうか。そして、国民全体の戦争遂行の意志を粉砕することをもって勝利を得るための手段として行つた無差別殺戮が、道理にかなつたものであるかどうかを」

東京裁判には特異な条例があり、少数意見を法廷で読み上げることは許されなかつた。パール判事は、せめてその要旨だけでも法廷で公にしたいと希望したが、オーストラリア代表のウェップ裁判長はこれを認めなかつた。一三〇〇ページに及ぶこの歴史的判決は、わたしの知る限り、全文が出版されたことはない。しかし、もちろん被告たちは、パール判事が他の判事たちとは見解を異にしていたことを知っていたし、マスコミもかなり大きくこれを報道した。日本全土が、パール判事の信念を貫く勇氣に深い尊敬の念を抱いた。

わたしのよき友人だった板垣征四郎大将も、多数派の判決で死刑になった被告の一人だった。パール判事の見解を知った時にかれば、被告全員に無罪の判決を下した判事がせめて一人はいたことに救いを感じたという。パール判事を評して、暗雲の世界に差し込んだ一条の光のようだと言べたと伝えられている。

パール判事のとった立場が、後にイギリスの著名な法律家ハンキー卿によって支持されたのは興味深いことである。

東京裁判が終了すると間もなく、パール判事はインドへ帰った。だがその後も判事と親交を保つことができたのは、わたしにとってまことに幸せだった。

パール判事はその後三度、日本を訪れた。最初は一九五二年、世界連邦アジア会議に出席するためで、この時に判事は東京大学、早稲田大学、広島、福岡の各大学で数回、講演を行った。演題は、国際法から朝鮮戦争関連の問題まで広範囲に亘った。アメリカが日本を朝鮮爆撃の基地として利用したことに、かれは心を痛めていた。インド哲学や印日関係にも触れて、アジアで重要な地位を占める両国がお互いの利益のために進むべき道を提示した。ベヴェーダン（インド哲学の観念論的一元論）、サンスクリット文字、印日間の交流の歴史などについても話をした。

パール判事の博士論文は「ベーダンタにおける法体系」で、このテーマをこれほどみごとに論じることができた者は他にはいないと思うのだ。



あと二回の訪日は一九五三年と六六年で、いずれも、印日間の相互理解と親善の促進に大きな関心をもつ日本の組織から招かれてのものであった。一九五三年の訪日は、故下中弥三郎氏の招きだった。パール判事は一九六六年には日本から勲一等瑞宝章を授与され、インドでも一九五九年に、インドでは上から二番目のパドマ・ヴィブリーシャン勲章を贈られている。

パール判事の日本旅行にいつも同行することができたのは、わたしにとつては名誉なことだった。通訳と翻訳者もつとめることができたのは、さらに名譽だった。わたしは日本の聴衆に判事の講演の内容を的確に伝えるため、常に壇上に、判事と並ぶ席を与えられた。パール博士の話し方はとても程度が高かったため、白状するならばわたしは、その演説を正しく伝えるためには、知っている限りの日本語を全部引っぱり出さねばならなかった。ラビンドラナート・タゴールに匹敵するようなインド哲学者は戦後、二人しかいなかったと断言してもいい。それはS・ラーダークリシュナン博士とラーダー・ビノード・パール博士の二人だった。

深遠な哲学以外の事柄についてはわたしがいつも通訳をつとめたが、哲学の講演は、東京大学の中村元教授が通訳してくれた。教授は哲学の専門家だったから、インド哲学の深遠かつ抽象的で難解な概念の通訳には、わたしよりもはるかに適任だった。

一九五七年に長男のヴァースデーヴァがインドへ一時帰国した時、息子はカルカッタのパール博士邸に一カ月近く寝泊りさせていただいた。その間にかれがインドとその文化につい

て教えられたことは、おそらく、どこか他のところで一年勉強したよりも実り多かつたと思う。これはパール博士にまつわる楽しい思い出の一つである。息子は、博士の親切と心配りを、いまでもはつきりと覚えている。

「ヴァース」は家族の一員であるかのように扱われ、いつも博士と食事をともにしながら、インドや世界についてのいろいろのお話を伺うことができたのだ。この息子はわたしを訪ねてくるたびに、いまでもこのことをわたしに話してきかせる。



講演中のパール判事と通訳の著者。